

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公表番号】特表2015-512107(P2015-512107A)

【公表日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-027

【出願番号】特願2014-560118(P2014-560118)

【国際特許分類】

G 06 F 1/16 (2006.01)

G 06 F 3/02 (2006.01)

【F I】

G 06 F 1/00 3 1 2 E

G 06 F 3/02 3 1 0 A

G 06 F 3/02 3 1 0 J

G 06 F 1/00 3 1 2 J

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月15日(2016.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入力装置であって、当該入力装置は：

コンピュータ装置へのそれぞれの入力を開始するのに使用可能である複数のキーを含むキーアセンブリと；

前記コンピュータ装置に物理的に取外し可能に接続するように構成された接続部と；
該接続部を前記キーアセンブリに物理的に接続する可撓性ヒンジであって、該可撓性ヒンジは、少なくとも1つの向きの運動をサポートするとともに別の方向の運動を制限するように構成される、可撓性ヒンジと；

前記キーアセンブリの前記複数のキーを覆うとともに、前記可撓性ヒンジの外面を形成するように構成された外層であって、該外層は、前記接続部に固定されており、それによって、前記外層は、前記接続部の少なくとも2つの側面の周囲に巻き付けられる、外層と；を有する、

入力装置。

【請求項2】

前記キーアセンブリは、複数の感圧キーを含む、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項3】

前記可撓性ヒンジ及び前記接続部によって、前記キーアセンブリが、本の表紙の動きと同様の動きとなるように係合する、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項4】

前記外面は、ラミネートを用いて前記接続部に固定されている、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項5】

前記外面は、前記接続部における金属から作製されたスパインに固定されており、且つ

前記スパインの一部である二つの表面の周囲に巻き付けられており、それによりユーザによる視界から前記スパインを覆う、

請求項 1 に記載の入力装置。

【請求項 6】

前記接続部の突起が、前記スパインに固定され、前記突起は、前記コンピュータ装置のチャネル内に受容されるように構成されて、物理的な且つ通信可能な結合を形成する、

請求項 5 に記載の入力装置。

【請求項 7】

前記突起は、プラスチックで形成され、且つ複数のピン用いて前記スパインに固定されており、それによりラミネート構造を形成する、

請求項 6 に記載の入力装置。

【請求項 8】

前記物理的な結合は、前記接続部によって 1 つ以上の磁石を用いて行われるように構成される、

請求項 6 に記載の入力装置。

【請求項 9】

キーボードあって、当該キーボードは：

コンピュータ装置へのそれぞれの入力を開始するのに使用可能である複数のキーを含む感圧キーアセンブリと；

前記コンピュータ装置に物理的に取外し可能に接続するように構成された接続部と；
該接続部を前記感圧キーアセンブリに物理的に接続する可撓性ヒンジと；

前記感圧キーアセンブリを覆うとともに、前記可撓性ヒンジの外面を形成するように構成された第 1 及び第 2 の外層であって、第 1 及び第 2 の外層は、前記接続部に固定されており、第 1 及び第 2 の外層の少なくとも一方が、伝熱フィルムを用いて前記感圧キーアセンブリに固定されており、第 1 及び第 2 の外層は、同じ材料から形成される、第 1 及び第 2 の外層と；を有する

キーボード。

【請求項 10】

キーボードあって、当該キーボードは：

コンピュータ装置へのそれぞれの入力を開始するのに使用可能である複数のキーを含む感圧キーアセンブリと；

前記コンピュータ装置に物理的に取外し可能に接続するように構成された接続部と；
該接続部を前記感圧キーアセンブリに物理的に接続する可撓性ヒンジと；

前記感圧キーアセンブリを覆うとともに、前記可撓性ヒンジの外面を形成し、前記接続部のスパインを覆うように構成され、それによって前記スパインは視認されなくなる第 1 及び第 2 の外層と；を有する、

キーボード。